

# 2019年度 JT国内大学奨学金（高校推薦） 募集・推薦要項

一般財団法人ジェイティ奨学財団（以下「財団」という。）では、日本たばこ産業株式会社のご支援により、「2019年度 JT国内大学奨学金（高校推薦）」の受給者を募集します。

JT国内大学奨学金は、将来多様な分野で活躍する次世代の人財を数多く輩出したいとの想いのもと、経済的理由により大学進学が困難で、且つ優秀な学生に対し、学費の支給及び必要な援助を行うことで、安心して学業に専念できる環境を提供するものです。

奨学金の支給対象は、一学年当たり最大50名とし、高校推薦および大学推薦による募集をしています。詳しくは募集・推薦要項をご覧くださいとともに、当財団のホームページもご参照ください。

## 【JT国内大学奨学金（高校推薦）の特長】

- 当財団指定の高校に在籍する3年生を対象に、各校1名の学校推薦を添えて応募。
- 対象は、真に経済的援助を必要としており、当財団指定の国公立大学進学を目指す学業成績優秀者。
- 書類選考、面接を経て奨学生内定者を決定し、当財団指定の国公立大学に進学し、必要書類を提出した学生を奨学生として決定。
- 採用人数は最大40名程度。
- 奨学生内定者には大学可否を問わず、受験費用として一時金30万円を支給。
- 奨学金は学校納付金相当額と月額奨学金と入学時一時金（自宅外生のみ）とを支給。
  - ・ 学校納付金相当額として、入学金相当30万円、期間内の授業料相当54万円（年額）を支給。
  - ・ 月額奨学金として、自宅生には月額5万円、自宅外生には月額10万円（東京23区内在住者は月額12万円）を支給。
  - ・ 入学時一時金として自宅外生に30万円を支給。
- 卒業年次まで支給（4年間）。医学部等の6年制学部については6年間。但し、修士課程進学希望者には別途審査の上、更に最長2年間にわたり支給を継続。
- 大学の成績が低調であった等の際に奨学金の支給を停止または終了する可能性がある。

一般財団法人 ジェイティ奨学財団

JT国内大学奨学金 事務局

<http://www.jt-scholarship.or.jp/>

# 2019年度 JT国内大学奨学金（高校推薦）

## 募集・推薦要項

### 1. 応募資格

次の各号のすべてに該当する者。

- (1) 当財団が指定する大学へ進学を希望する、2018年4月時点で当財団指定の公立高校の3年生。
- (2) 家計支持者による学費の支弁が困難で、真に経済的援助を必要としており、学業・人物ともに優秀である者（経済的理由を優先して選考）。
  - ・世帯収入が給与の場合は年収400万円未満。
    - \* 市区町村発行の所得証明書の「給与収入金額」欄に記載されている金額を参照すること。
    - \* 給与・役員報酬およびアルバイト（所得証明のあるもの）、失業給付金、年金・恩給、生活扶助費は給与として扱う。
  - ・世帯収入が給与以外の場合は所得200万円未満。
    - \* 市区町村発行の所得証明書の「所得金額」欄に記載されている金額を参照すること。
    - \* 事業所得および不動産・利子・配当その他の雑所得、同一生計世帯以外からの援助や養育費は給与以外として扱う。
  - ・給与と給与以外の両方の場合は合算した金額が400万円未満。
  - ・高校1年次及び2年次における成績評定平均値3.5以上（母子家庭等経済的困窮度が著しく高く特別の事情がある者については平均値3.3以上）
- (3) 2019年4月以降、他の奨学金の支給を受けない者（貸与型(返済が必要なもの)奨学金、学費免除及び一時金等の併給も不可）。但し、応募時点での併願は認める。
- (4) 在籍する高等学校長の推薦を受けることができる者。

### 2. 指定大学

以下に掲げる国公立大学34校の全学部および、全ての国公立大学の6年制学部を対象とする。

北海道大学、国際教養大学、東北大学、弘前大学、岩手大学、宮城大学、宮城教育大学、山形大学、福島大学、会津大学、筑波大学、千葉大学、お茶の水女子大学、一橋大学、東京大学、東京外国語大学、東京学芸大学、東京藝術大学、東京工業大学、東京農工大学、首都大学東京、横浜国立大学、横浜市立大学、名古屋大学、奈良女子大学、京都大学、京都府立大学、大阪大学、大阪市立大学、神戸大学、神戸市外国語大学、広島大学、九州大学、熊本大学 【34校】

### 3. 推薦者数と採用人数

当財団が指定する公立高校（全国計131校）から各1名の推薦を募り、書類選考、面接を経て、最大40名程度を採用する。

### 4. 支給内容

- (1) 指定大学への受験費用として、指定大学への可否を問わず、一時金30万円を支給する。
- (2) 採用後、願書等の情報に基づき奨学生区分を決定し、下記の奨学金を支給する。なお、支給開始後は、原則として奨学生区分は変更しない。
  - ・学校納付金相当額として、入学金相当30万円、期間内の授業料相当54万円（年額）を支給する。但し、授業料相当額は前期分27万円と後期分27万円の分割支給とする。
  - ・月額奨学金として、自宅生には月額5万円、自宅外生には月額10万円（東京23区内在住者は月額12万円）を支給する。
  - ・入学時一時金として自宅外生に30万円を支給する。
  - ・自宅外生として認定する基準は、自宅から大学までの通学時間が公共交通機関を利用して2時間以上を要することを理由として自宅外に居住し通学を行う者とする。

奨学生区分	奨学金				
	学校納付金相当額		入学時一時金	月額奨学金	
	入学金	授業料			
自宅生	30万円	年額 27万円×2回	—	月額 5万円	
自宅外生	東京23区外	30万円	年額 27万円×2回	30万円	月額 10万円
	東京23区内	30万円	年額 27万円×2回	30万円	月額 12万円
内定者のうち指定大学不合格者		2019年度は支給無し。指定大学に合格したら2020年度より支給			

## 5. 支給期間

原則として2019年4月より卒業年次までの期間（4年間）。なお、医学部等の6年制学部については原則として6年間。但し、修士課程への進学を希望し、且つ進学理由や学業成績が極めて優れた奨学生については、別途審査を行ったうえで、最長2年間にわたり同額の支給を継続する。

## 6. 推薦方法

- (1) 本奨学金を受けようとする者（以下「応募者」という。）は、所定の様式による願書を、在籍する高校を通じて、一般財団法人ジェイティ奨学財団理事長（以下「理事長」という。）に提出する。
- (2) 在籍高等学校の長は、第1条に挙げる応募資格に該当するとともに、学業・人物ともに優秀と認められる者について、第7条に挙げる推薦書類を理事長に提出するものとする。なお、推薦人数は1名とする。

## 7. 応募・推薦書類

<必ず提出が必要なもの>

- |   |    |
|---|----|
| (1) 願書（別紙様式1）   | 1通 |
| (2) 応募者の顔写真<br>（最近6カ月以内に撮影したもの。4.0cm×3.0cm、上半身、脱帽、裏面に氏名を記入すること）                                     | 1葉 |
| (3) 在籍高等学校の長による推薦書（別紙様式2）   | 1通 |
| (4) 同一生計となる家族全員の住民票の写し（続柄記載のもの）   | 1通 |
| (5) 高校1年次および2年次の成績がわかる証明書の写し  | 1通 |
| (6) 平成30年度（平成29年分）の課税・非課税証明書（所得証明書）の写し<br>・ 乳幼児、就学者を除く同一生計となる家族全員分を提出すること。<br>・ 収入の有無に関わらず必ず提出すること。 | 1通 |
| (7) 提出書類チェックリスト（別紙様式3）  | 1通 |

<状況により提出が必要なもの>

- (8) 家庭状況により提出する書類  
・ 別紙「提出書類・申請書類の記入等について」を確認のうえ、該当する場合は必ず提出すること。
- (9) 所得の種類により提出する書類  
・ 別紙「提出書類・申請書類の記入等について」を確認のうえ、該当する場合は必ず提出すること。

## 8. 応募・推薦書類の提出期限

2018年6月20日（水）までに当奨学金事務局宛てに必着のこと。なお、提出書類は返却しない。

## 9. 選考及び結果の通知

- (1) 第6条2項により推薦された者については、当財団に設置する選考委員会にて書類選考を行う。書類選考通過者は、面接（面接日は2018年8月を予定、往復の交通費を支給する）の後、理事長が奨学生内定者を決定し、2018年9月上旬を目途に、在籍高校を通じて通知する。
- (2) 面接の日程調整等のため、応募者宛てに直接連絡する場合がある。
- (3) 奨学生内定者が2019年4月に指定大学に入学後、必要書類を提出することで、2019年度奨学生として正式採用となる。
- (4) 指定大学に不合格となった場合でも、奨学生内定者の資格を1年延長し、2020年度の入学まで認める。

## 10. 奨学金の支給方法等

奨学金は、高校在籍中は当財団より支給し、大学入学後は、公益財団法人日本国際教育支援協会より在籍大学を通じて支給する。修士課程進学後も支給を継続する者については、当財団より支給する。

### 11. 奨学金の停止または終了

受給者が、以下のいずれかに該当する場合には、奨学金の支給を停止または終了する。

- (1) 奨学金支給期間中に応募資格を満たさなくなった場合。
- (2) 提出書類および届出事項に虚偽があった場合。
- (3) 水難、火災その他の災害により生死不明または所在不明となった場合。
- (4) 在籍大学の学籍を失った場合。
- (5) 学業不振による留年の場合。
- (6) 病気、休学その他の理由により学業または課程を継続する見込みのない場合。
- (7) 休学、または長期にわたって欠席した場合。
- (8) 素行が不良となった場合。
- (9) 第13項に定める奨学金受給者の義務に違反した場合。
- (10) その他、奨学金の支給目的・趣旨または社会的相当性の観点から、奨学金の支給を不適当と認めた場合。

## 1 2. 奨学金の復活

前条の規定により奨学金の支給を停止された者が、その事由が止んで在学学校長を経て願い出たときは、奨学金の支給を復活することがある。

## 1 3. 奨学金受給者の義務

- (1) 本奨学金の目的を果たすために、大学の定める規則に従い最善を尽くして学習・研究を行うこと。
- (2) 当財団が認める場合を除き、財団が主催する行事に参加すること。
- (3) 成績証明書の提出のほか、受給期間中の学習・研究状況などを、年度末に在籍大学を通じ、別に定める様式により報告すること。
- (4) 以下に該当する場合、在籍大学を通じて遅滞なく届け出ること。
  - ・ 正規の休暇以外で1カ月以上授業を欠席しようとする場合。
  - ・ 1カ月以上日本を離れる場合。
  - ・ 休学、転学、転部、転科、留年または退学が見込まれる場合。
  - ・ 停学その他の在籍大学の処分を受けた場合。
  - ・ 法定代理人を変更した場合。
  - ・ 本人または法定代理人の氏名、住所その他重要な事項に変更があった場合。
  - ・ その他提出書類及び届出事項が変更になった場合。

なお、受給者は、日本たばこ産業株式会社への入社その他の付帯義務を負うものではない。

## 1 4. 個人情報の取扱いについて

奨学金の推薦書類に記載された個人情報については、奨学金事業のために利用し、その他の目的には利用しない。その他、当財団における個人情報の取扱いについては、個人情報保護方針 (<http://www.jt-scholarship.or.jp/privacy/>) を参照のこと。

## 1 5. 応募・推薦書類の提出先・問い合わせ先

一般財団法人ジェイティ奨学財団 JT国内大学奨学金 事務局  
〒105-8422 東京都港区虎ノ門2-2-1  
TEL : 03-3583-3155  
Email: info@jt-scholarship.or.jp

<当奨学金の指定高校>

### 【北海道・東北】

旭川東高校、札幌南高校、札幌北高校/青森高校、八戸高校/盛岡第一高校、盛岡第三高校、一関第一高校、宮古高校、大船渡高校、釜石高校/仙台第一高校、仙台第二高校、仙台第三高校、石巻高校、宮城第一高校、気仙沼高校/秋田高校、横手高校/山形東高校、鶴岡南高校/福島高校、安積高校、磐城高校、相馬高校、白河高校、会津高校

### 【関東】

水戸第一高校、土浦第一高校/宇都宮高校、宇都宮女子高校/前橋高校、高崎女子高校/県立浦和高校、大宮高校、川越女子高校/県立千葉高校、県立船橋高校、東葛飾高校/日比谷高校、西高校、戸山高校、国立高校、八王子東高校/横浜翠嵐高校、柏陽高校、湘南高校、平塚江南高校、厚木高校

### 【北陸・中部】

新潟高校、高田高校/富山中部高校、高岡高校/金沢泉丘高校、小松高校/藤島高校、武生高校/甲府南高校、甲陵高校/長野高校、松本深志高校/岐阜高校、大垣北高校/浜松北高校、磐田南高校、静岡高校、富士高校/旭丘高校、一宮高校、岡崎高校、刈谷高校、時習館高校

### 【関西】

四日市高校、津高校/膳所高校、彦根東高校/市立堀川高校、市立西京高校、南陽高校、福知山高校/北野高校、茨木高校、大手前高校、天王寺高校、三国丘高校/神戸高校、長田高校、姫路西高校/奈良高校、畝傍高校/桐蔭高校、向陽高校

### 【中国・四国】

鳥取西高校、米子東高校/松江北高校、出雲高校/岡山朝日高校、岡山操山高校/市立基町高校、県立広島高校/山口高校、徳山高校、下関西高校/城東高校、脇町高校/高松高校、丸亀高校/松山東高校、今治西高校/高知追手前高校

### 【九州・沖縄】

小倉高校、福岡高校/筑紫丘高校、修猷館高校、明善高校/佐賀西高校、唐津東高校/長崎西高校、佐世保北高校/熊本高校、済々黌高校、熊本第二高校、玉名高校、八代高校/大分上野丘高校、佐伯鶴城高校/宮崎西高校、宮崎大宮高校/鶴丸高校、甲南高校/開邦高校

以上131校